明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（九）　三
○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定について の合意された議事録の署名に関する件（同三三一）　三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産九一九）　三
○自動車の型式を指定した件
（国土交通八七六～八七九）　三
○自動車の装置の型式を指定した件
（同八八〇～八八二）　三
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同八八三、八八四）　三
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（同八八五）　三
○小型特殊自動車の型式を認定した件
（同八八六、八八七）　三
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（同八八八）　三
○原動機付自転車の型式を認定した件
（同八八九、八九〇）　三
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同八九一）　三
○原動機付自転車について製作廃止の届出があった件（同八九二）　三
○検査対象外軽自動車について製作廃止の届出があった件（同八九三）　三
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件
（同八九四）　三

〔告　示〕
○沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき、沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき旅客ターミナル施設等及び特定販売施設を指定する件の一部を改正する件
（内閣府一〇三）　三
○皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選を行う期日を定める件
（同一〇四）　三
○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生に関する件（外務三三〇）　三

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第七条第二項に基づく使用の認定関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
令和四年度国家公務員共済組合連合会の決算、令和四事業年度財務諸表（独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人都市再生機構・日本年金機構）、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、司法書士名簿登録等関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　四
会社その他
会社決算公告　六

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（条約第九号）（外務省）

この協定は、一方の締約国の部隊が他方の締約国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　「文民構成員」、「部隊」、「訪問部隊」等の定義を定める。（第一条関係）

2　この協定は、両締約国間における互恵的な防衛協力を実施するための枠組みを設け、並びに訪問部隊及び文民構成員の地位を定めることにより、当該防衛協力を円滑にすることを目的とする。（第二条関係）

3　接受国において、接受国の法令を尊重し、この協定の精神に反する活動を慎むことは、訪問部隊、その構成員及び文民構成員の義務である。このために必要な措置をとることは、派遣国の義務である。（第三条関係）

4　この協定は、両締約国が相互に決定して部隊が実施する協力活動であって接受国において実施されるものに関する事項について適用する。（第四条関係）

5　接受国は、派遣国からの事前の通報により、適当な場合には、外交上の経路を通じて、派遣国に対し、訪問部隊の船舶又は航空機による接受国の港又は飛行場へのアクセスの許可を迅速に与える。（第五条関係）

6　訪問部隊の構成員及び文民構成員は、入国及び出国に関連して接受国が定める手続に従うこと等を条件として、接受国への入国及び接受国からの出国に際し、査証を申請する要件を免除され、また、外国人の登録に関する接受国の法令の適用から除外される。（第六条関係）